

中間とりまとめ（総論）及び
地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第5回）資料（各論）
からの主な修正点

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

- 地域クラブ活動について、国が定義・要件等を示した上で、地方公共団体において認定を行う旨を明確化。【P5】
- 休日に活動の中心をシフトさせ、例えば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、土日に連続して活動を行うなど、柔軟な対応も可能である旨を明確化。【P5 注】
- 改革を進めるにあたっての基本的な考え方として、以下の内容を追記。【P7】
 - ・ 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
 - ・ 地方公共団体等において地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携しつつ、生徒・保護者に対してきめ細かな情報提供等を行うこと。

3. 今後の改革の方向性

- 国において改革の進捗状況等を定期的にフォローアップする旨を追記。【P9】
- 受益者負担の水準について、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある旨を追記。【P11 注】
- 部活動指導員の配置は、学校における働き方改革及び質の高い指導等のために重要な役割を担っていると同時に、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある旨を追記。【P11】

5. 学習指導要領における取扱い【P14】

- 学習指導要領の次期改訂では、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる旨を記載。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される旨を記載。

Ⅱ 各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保

【P15・16】

- 「取組の方向性」に、以下の内容等を追記。
 - ・ 地方公共団体・運営団体・実施主体それぞれが果たすべき役割・機能の明確化
 - ・ 事故等が発生した場合における保護者や関係機関等との適切な連絡調整等
 - ・ ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討

2. 指導者の質の保障・量の確保【P19・20】

- 「基本的な考え方」に、日本スポーツ協会等において公認指導者資格の認定等が行われている旨を追記するとともに、「取組の方向性」に、以下の内容等を追記。
 - ・ 大学生への事前研修・大学生に求められる役割の明確化
 - ・ 教職員の兼職兼業が事実上の強制とならないような配慮
 - ・ 地域クラブ活動の指導者に求められる資質・能力の明確化
 - ・ 中学生世代の特徴等を踏まえた指導の在り方や保護者対応等に関する研修の実施
 - ・ 指導者に対する適切な処遇の確保

3. 活動場所の確保【P25】

- 「基本的な考え方」に、学校施設について、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにしていくことが極めて重要であるとともに、社会体育施設との一体化・複合化等を行うことで、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりに繋げていくことも重要である旨を追記。

4. 活動場所への移動手段の確保【P28】

- 「基本的な考え方」に、介護・福祉分野や医療分野など多様な分野の関係者と連携・協働していくことが重要である旨、追記するとともに、「取組の方向性」に、以下の内容を追記。
 - ・ 地域公共交通の利用料への補助
 - ・ 多様な政策分野との連携・協働等（介護施設や病院、商業施設等への送迎との混乗、地方公共団体における送迎事業の一括委託等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方【P30・31】

- 「基本的な考え方」に、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないような大会等の在り方の見直しが重要である旨を追記するとともに、「取組の方向性」に、以下の内容等を追記。
 - ・ 地域クラブ活動と学校部活動が併存する場合の参加母体の整理
 - ・ 様々な対応等を円滑に進めるための行政・関係団体等による協議の場の設定
 - ・ 平日の大会等に参加する生徒に関する学校の出席・欠席の取扱いの整理
 - ・ 大会運営への地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営業務の外部委託の検討、持続可能で効率的な大会運営の在り方検討
 - ・ 誰もが参加しやすい楽しむスポーツ・文化芸術活動に重点を置いた大会の開催

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進【P34】

- 「基本的な考え方」に、今後中学校に入学していく小学生の意見・希望の把握も重要であることや、地方公共団体等において部活動改革の方向性や地域クラブ活動の状況等についてきめ細かな情報提供等を行うことが重要である旨を追記。

7. 生徒の安全確保のための体制整備【P37・37 注】

- 「取組の方向性」に、以下の内容を追記。
 - ・ 日本スポーツ協会を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることが想定されること
 - ・ トレーナーの業務内容（スポーツ活動中の外傷・障害予防や、心身のコンディショニング、安全・健康管理、医療資格者へ引き継ぐまでの救急対応）
 - ・ 熱中症や脳震盪の防止対策等

8. 障害のある生徒の活動機会の確保【P40 注】

- 「取組の方向性」に、以下の内容を追記。
 - ・ 学校における部活動から、地域でのスポーツ・文化芸術活動に活動の場や指導者等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても当該児童生徒が安心して活動ができるよう、受け入れ側の障害特性等への理解や学校側の協力など、円滑な移行に向けた連携が必要